

産業技術連携推進会議ナノテクノロジー・材料部会運営要領

平成 19 年 5 月 30 日

平成 27 年 2 月 6 日一部改正

平成 27 年 7 月 1 日一部改訂

(名 称)

第1条 本部会は、産業技術連携推進会議ナノテクノロジー・材料部会(以下、「部会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 部会は、ナノテクノロジー・材料分野における、公設試験研究機関(以下、「公設試」という。)相互及び公設試と国立研究開発法人産業技術総合研究所との協力体制を強化し、機関相互の試験研究を効果的に推進し、ナノテクノロジー・材料技術の向上を図ることにより、我が国の産業の発展に貢献することを目的とする。

(活 動)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- 一 ナノテクノロジー・材料分野の企画調整及び相互協力並びに技術指導の強化に関する事項
- 二 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発戦略・成果に関する事項
- 三 ナノテクノロジー・材料分野の共同研究課題に関する事項
- 四 ナノテクノロジー・材料分野に共通の技術的課題に関する事項
- 五 部会下部組織から提案された事項
- 六 部会の運営に関する事項
- 七 その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(部会長及び副部会長)

第4条 部会の会長は、部会会員の互選によって選出し、部会の円滑な運営及び発展に努める。また、必要に応じて、部会長の指名による副部会長を置くことができる。副部会長は、部会長を補佐するとともに、部会長不在の場合は、部会長の職務を代行する。

(分科会)

第5条 部会には、セラミックス分科会、ガラス材料技術分科会、高分子分科会、紙パルプ分科会、木質科学分科会、繊維分科会、素形材分科会を置く。また、分科会の下部組織として

研究会をおくことができる。

(幹事会)

第6条 部会に、幹事会を置く。

2. 幹事会は、部会の運営に関する基本的事項の検討を行うとともに、部会の活動内容を企画・立案する。幹事は、部会長、副部会長(1名以上)、分科会長とする。また、必要に応じて部会長が指名する分科会・研究会の構成員を加えることができる。幹事会は、部会長が必要に応じて招集する。なお、幹事会は、必要に応じ書面による開催とすることができる。

(その他)

第7条 この運営要領に定めていない事項については、原則、産業技術連携推進会議運営規程に準ずる形で運営を行なうこととする。

2. この運営要領は、会員の過半数の賛成で決定する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。

附 則

この運営要領は、平成27年7月1日から施行する。